

公安委員会	令和3年度における留置施設の	令和4年6月16日
説明資料No. 2	巡察の実施状況について	長官官房

### 1 実施施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、85留置施設に対して巡察を実施した。

### 2 実施結果

巡察を実施した留置施設においては、おおむね適正に業務を推進している状況が認められた。

- 被留置者を可能な限り相互に接触させない措置や共用部分の消毒、マスクの着用等の感染防止対策がとられており、感染症の疑いがある事例等への対応も徹底されている。
- 留置担当官等に対して、留置事故等への必要な教養を効果的に実施しており、戒具使用や避難誘導訓練等の必要な訓練も計画的に実施されている。
- 留置主任官等は、護送出発に際し、被留置者の逃走防止等の適切な指示を行い、護送出発時や帰署時には留置主任官等が立会い、警戒状況や手錠等の必要な点検がなされている。
- 被留置者の領置金は、保管庫等の鍵の管理、留置主任官等による立会いや突合、確実な引継ぎなどが適切になされているが、鍵の管理方法、出納時の立会い又は突合が不適切な留置施設には、必要な指導を行った。

### 3 今後の取組

令和4年度においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に向けた対策を徹底させつつ、昨年度発生した不適正事案を踏まえ、女性被留置者に対する適正処遇の徹底にも着眼して、効果的な巡察を実施する。

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年  
国家公安委員会規則第12号）に基づき、警察庁における特定秘密の指定及  
び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の状況について

(1) 指定

警察庁においては、令和3年中に4件の特定秘密を指定した（令和3  
年末現在の特定秘密は計45件）。

外国の政府等との協力関係 1件

テロリズム関係 2件

人的情報源関係 1件

令和3年末現在の特定秘密文書等の保有件数

39,389件（都道府県警察保有分を含む。）

(2) 指定の解除

警察庁においては、令和3年中に特定秘密の指定の解除はなかった。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び都道府県警察においては、主に以下のような特定秘密の保  
護措置を実施している。

職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施

特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護の状況に関する検査

警察庁及び都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査  
を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべ  
き事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び都道府県警察においては、令和3年中に適性評価を975件  
（うち警察庁217件、都道府県警察758件）実施した。

5 その他

令和3年中、内閣府独立公文書管理監（内閣府情報保全監察室）による  
特定秘密の指定・延長、特定秘密文書ファイル等の保存状況について検証  
監察が実施されたところ、いずれも法令に基づき適正に行われていると認  
められた。